三　地域再生計画の区域の範囲　珠洲市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び加賀市
二　地域再生計画の名称　「自然・文化・観光を連携させた活力ある地域づくり」
三　地域再生計画の区域の範囲　加賀市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び羽咋市並びに石川県羽咋郡宝達志水町
二　地域再生計画の名称　口能登「みのり豊かで住みよいまちづくり」プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　羽咋市及び石川県羽咋郡宝達志水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び白山市
二　地域再生計画の名称　「白山から日本海を一つに」８つの魅力のスクラム再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び能美市
二　地域再生計画の名称　自然の恵みと地域が織りなす三位一体のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　能美市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び石川県鳳珠郡能登町
二　地域再生計画の名称　能登町「人・自然・ふれあいのまち」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県鳳珠郡能登町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び石川県鳳珠郡能登町
二　地域再生計画の名称　能登町「人・自然・ふれあいのまち」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県鳳珠郡能登町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
二　地域再生計画の名称　やまなし中北部エリア地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市並びに山梨県中巨摩郡昭和町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県並びに山梨県西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡身延町及び富士川町
二　地域再生計画の名称　やまなし峡南エリア地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡早川町、身延町、南部町及び富士川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県並びに山梨県南都留郡道志村、西桂町、富士河口湖町及び忍野村
二　地域再生計画の名称　やまなし富士東部エリア地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市並びに山梨県南都留郡道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村及び丹波山村の全域